

3. 河川整備の実施に関する事項

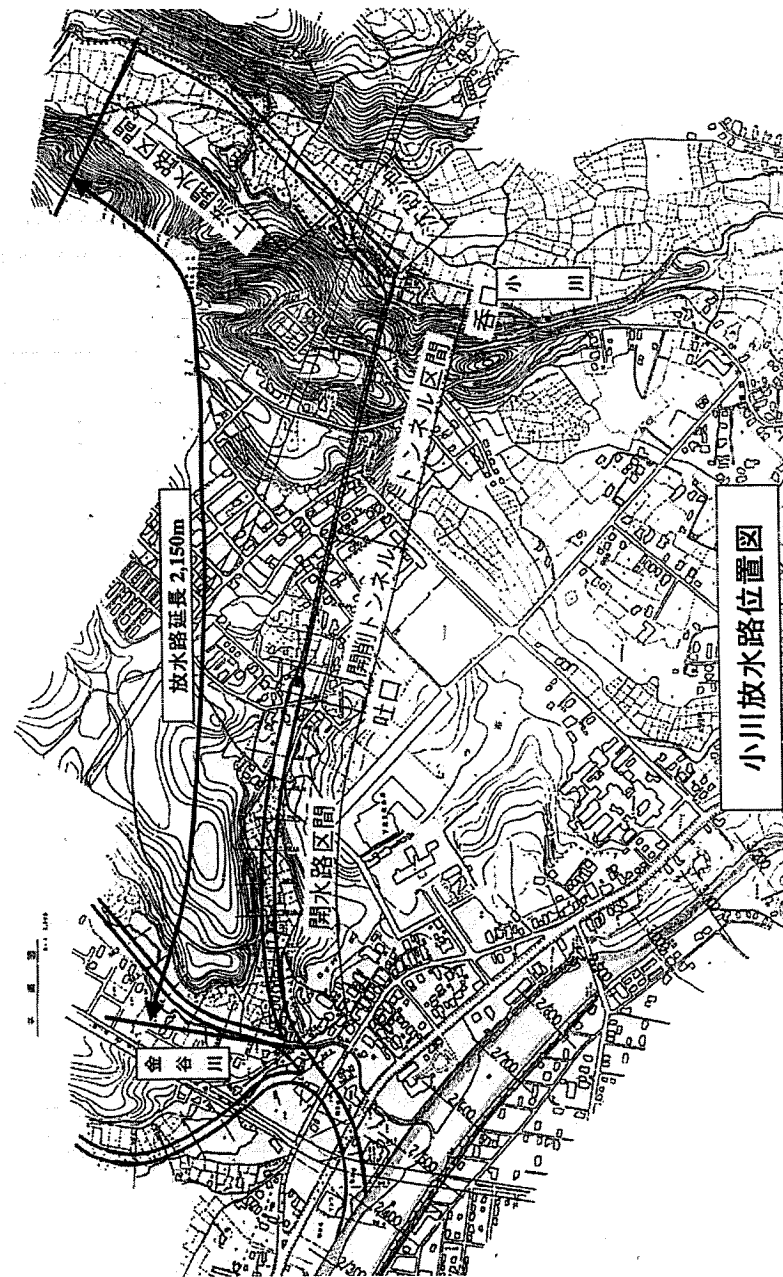
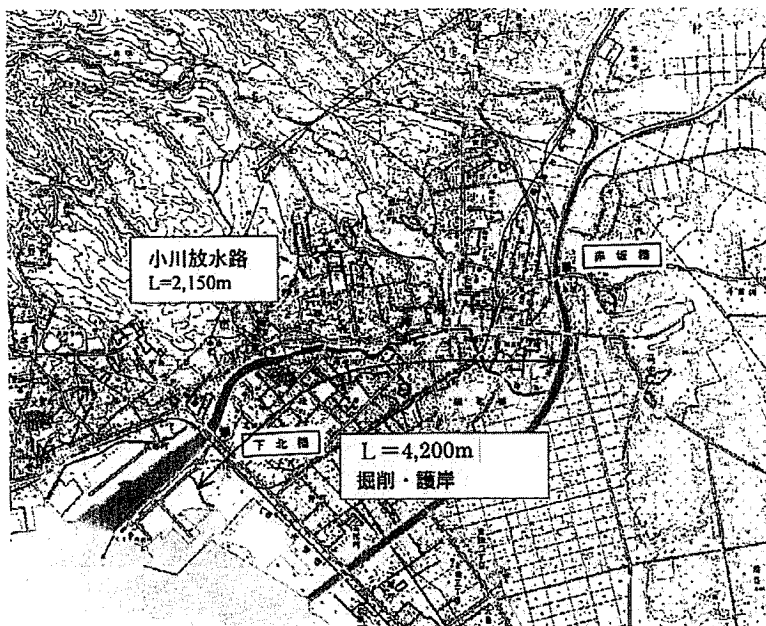
3.1 河川工事の目的・種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要

本計画期間内においては、主に、下表に示す整備の実施・促進を図ります。なお、本計画画区域は、現在の知見により設定したものであり、予想を越える洪水などで被害が発生した場合には、適宜、必要な対応を実施します。

河 川 整 備 実 施 内 容

河 川 名	位 置	内 容
小川	むつ市栗山町～金谷川 L= 2,150m	放水路
田名部川	NO.1000～新田名部川分流地点 L=4,200m	掘削、護岸

〔 河川整備実施位置図 〕



3.1.1 小川放水路

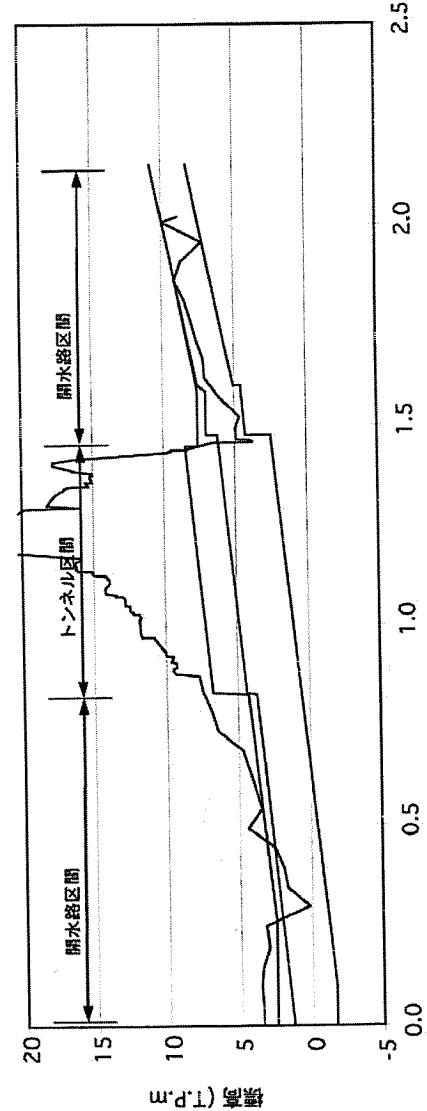
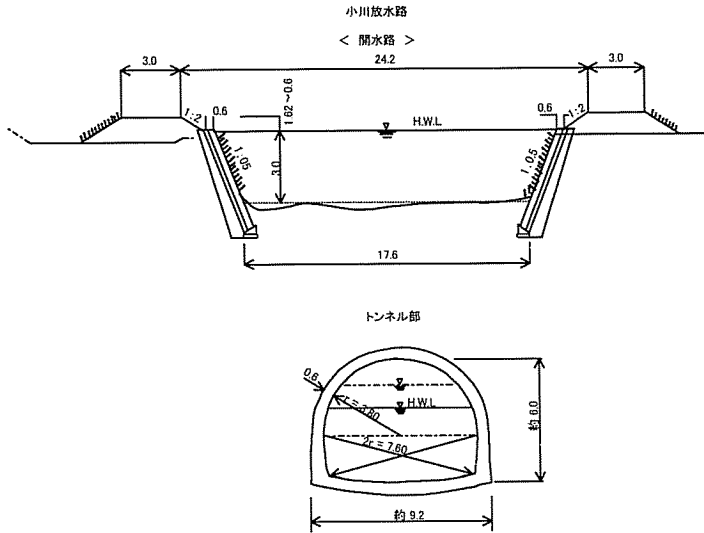
(1) 河川工事の目的、種類及び施行の場所

田名部川の右支川にあたる小川は、現況の流下能力が 20～30m³/s 程度ときわめて小さく、洪水のたびに氾濫を繰り返しむつ市街地に大きな被害を与えています。特に、下流部は、住宅密集区域であるために容易に改修ができない状況にあり、近年ではさらに宅地の開発が進んでいます。

このため、小川の上流域 8.6km²の流出を栗山町地内から金谷川に放水路によって切り換えることでむつ市街地を洪水から防御するものです。なお、放水路ルート上に台地があるために、この区域はトンネル河川となります。

放水路を完成することで、小川からの流出量のうち 95m³/s が金谷川へバイパスされます。小川下流部の流出は、放水路下流域からの 20m³/s 程度の流出のみとなり、この結果、概ね 50 年に 1 回程度発生すると予想される洪水に対応できるまで治水安全度は向上します。

放水路による環境に対する影響については、平常時の流量は全量を現在の小川にそのまま流下させバイパスしないことで、現状の流量を変えないようにします。また、放水路の開水路区間に関しては、感潮区間となっており、環境保全型ブロックなどを用いることにより生態系に配慮するとともに、新たに整備する橋梁等に関しては周辺景観と調和のとれたデザインに努めます。



測点名	追加距離	計画河床高 (引揚天端)	計画高水位	計画堤防高 (引揚天端)	高水位勾配
0.00	0	-1.67	1.30	2.50	
0.10	100				
0.20	200				
0.30	300				
0.40	400				
0.50	500				
0.60	600				
0.70	700				
0.80	800				
0.83	830	3.66	4.26	6.74	1/350
0.90	900				
1.00	1000				
1.10	1100				
1.20	1200				
1.30	1300				
1.40	1400				
1.49	1450	2.52	6.23	8.50	
1.60	1600	4.55	7.00	7.65	
1.70	1700				
1.80	1800				
1.90	1900	6.78	9.28	9.28	
2.00	2000				
2.10	2100				
2.15	2150	8.28	10.76	10.76	

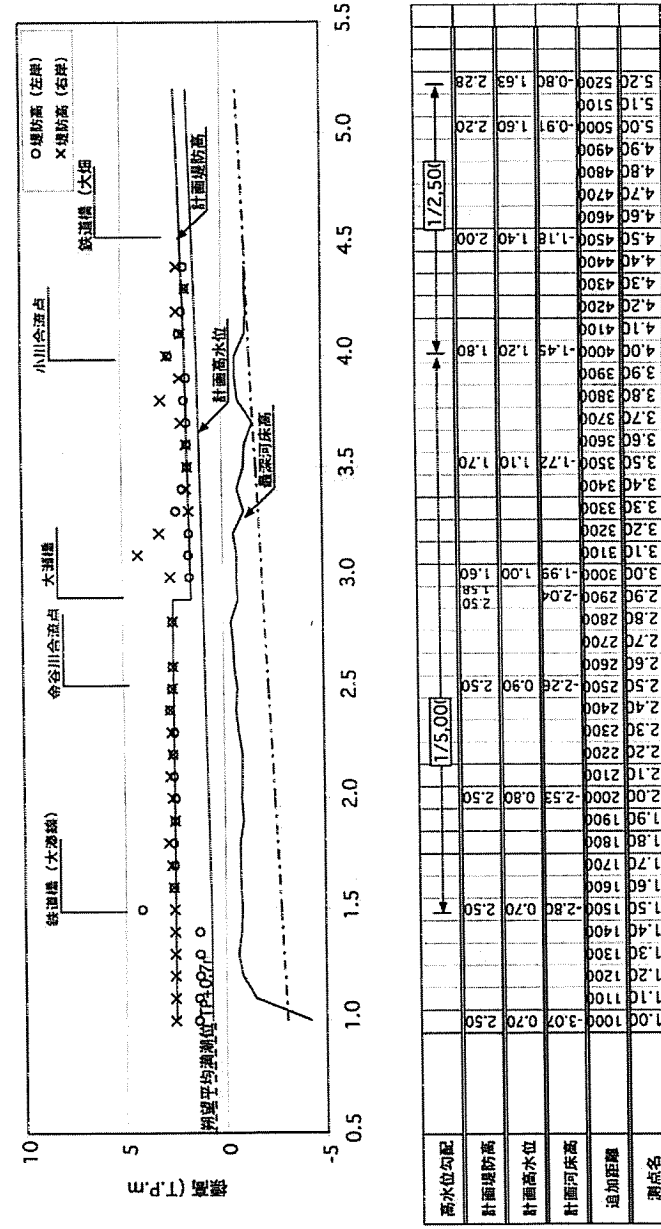
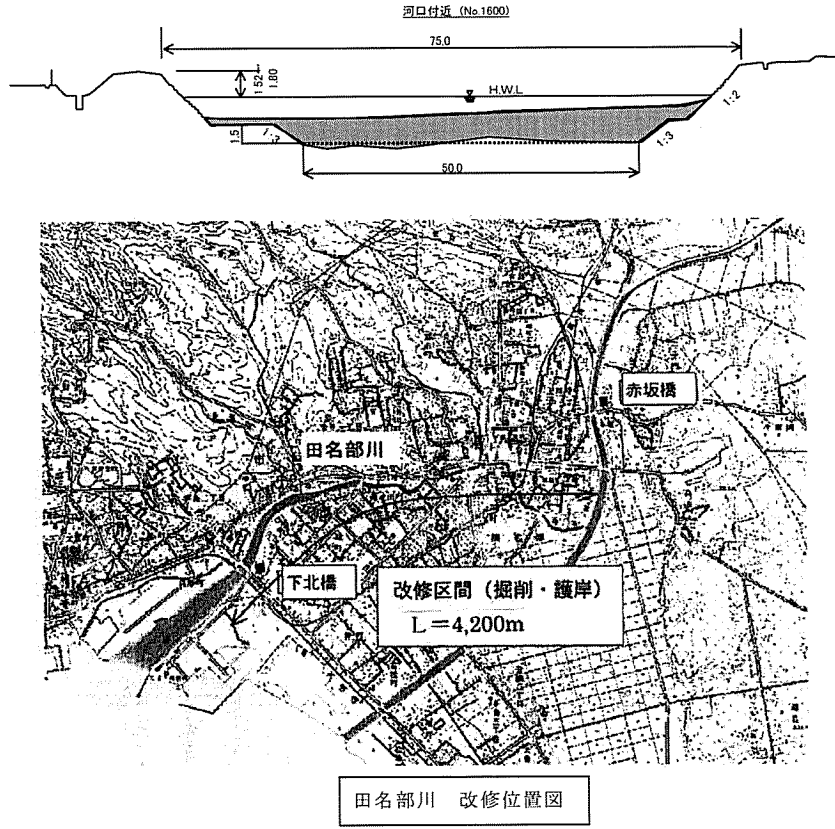
小川放水路 縦断面図

3.1.2 田名部川

(1)河川工事の目的、種類及び施行の場所

田名部川は、新田名部川分流地点から河口まで築堤や護岸の整備が概成していますが、河床の掘削が残されている区間について掘削と護岸工を実施し、戦後最大の被害が発生した昭和48年9月洪水の再来にたいしても洪水流量を安全に流下させるものとします。この洪水流量は、概ね50年に1回程度発生すると予想される規模に相当します。

工事に当たっては、護岸の河床付近に環境保全型ブロック等を配置するなど景観や生物の生息・生育に配慮します。



3.2 河川の維持の目的、種類及び施工の場所

3.2.1 河川の維持の基本となるべき事項

河川の維持管理は、洪水の安全な流下、河川環境の保全等という本来の機能の維持とあわせて、スポーツ、レクリエーション活動等の河川利用、まちづくりと一体となった河川整備への取り組みなど多様化する要請を踏まえて、河川の総合的な保全の観点から川の 365 日を対象として適正に維持管理を行い、「田名部おしまこ」に詩われる清流田名部川を目指します。

そのため、関係機関や各種 NPO 団体、流域住民との連携を図りながら、適切な維持管理を実施していきます。

3.2.2 河川の維持の目的、種類

(1) 河川管理用通路

洪水時の安全確認及び日常の巡視や点検は、川沿いに移動することが重要です。

田名部川沿いの市街地など管理用通路が確保されていないところでは、民家や店舗に配慮しつつ、できるかぎりの用地を確保し、管理用通路の整備を図っていきます。管理用通路のない支川については、既存の農道・県道を暫定的に用い、また地域住民との連携を図りつつ維持管理を行います。

(2) 河川管理施設の維持管理

新田名部川には、大規模構造物として、昭和 49 年度に完成した潮止堰と昭和 52 年度に完成した田名部川分水門とがあります。これら施設については、操作規則及び管理規則に従って日々の管理を行っており、今後とも継続して行きます。

また、堤防や高水敷における雑草の繁茂は法崩れ、ひび割れなど堤体に様々な障害を発生する危険性があることから、草丈が高く、根が深い有害な雑草については適切に除草などの管理を行います。

なお、堤防の除草については、川が流域の共有財産であることをふまえて、現在活動中のボランティア団体や関係市町村等を中心に協力体制づくりを行っていきます。

(3) 河道の維持

河積の阻害になっている河川内の樹木については河川環境の保全に配慮しつつ適宜必要な伐採を行います。

(4) 水環境の保全

田名部川は、環境基準をほぼ満足する比較的美しい川ですが、近年の都市化の進展に伴って市街地区間における水質汚濁や河川ゴミなどが問題となっています。

田名部川では、流域住民の水質汚濁や河川ゴミに対する認識も高いことから、水環境問題に対しては地域住民と協同で取り組み、田名部川を「地域の顔、ふるさとの川」となるように保全し、また、維持してゆくものとします。

(5) 河川空間の適切な利用調整・管理

田名部川においては、河口部に多数の不法係留船が確認されており、洪水時の流水阻害ともなることから、早期に対応を図ります。

4. 河川情報の提供、流域における取組への支援等に関する事項

4.1 河川情報の提供と共有化

洪水時・災害時は、河川状況(降雨量、水位、流量)や防災情報(浸水状況、避難情報、交通情報)の収集を行い、関係機関に速やかに伝達することで、河川情報の迅速かつ的確な提供と共有化を図ります。

また、平常時においても河川に関する情報を、インターネット、パンフレット等を通して一般に公開、提供することで、地域住民との情報の共有化を図っていきます。

4.2 地域との連携

川づくりを地域とともに進めていくために、現在活動しているボランティア団体や各種関係機関との連携をより積極的に進めるとともに、川に係わる各種イベント等への支援を行い、地域住民が田名部川と触れる機会を通して川を理解し、川を愛する心を共有することで、地域を代表する「ふるさとの川」となるように、行政と住民とのパートナーシップによる連携を図っていきます。